

議案第 60 号
議決第 号

専決処分について承認を求める件（始良市介護保険条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

2020年（令和2年）5月1日提出
始良市長 湯元敏浩

専決第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

始良市長 湯元 敏浩

始良市介護保険条例の一部を改正する条例

始良市介護保険条例（平成22年始良市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に改め、同項第2号中「41,300円」を「33,000円」に改め、同項第3号中「47,900円」を「46,200円」に改め、同条第2項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「24,800円」を「19,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の始良市介護保険条例第3条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。